

## 第5回鳥取県最低賃金専門部会

1 日時 令和7年8月6日(水) 15時58分～17時45分

2 場所 鳥取労働局 4階大会議室

3 出席者

### 【委員】

公益代表委員 石川委員、佐藤委員、中野委員

労働者代表委員 河村委員、北畑委員、山下委員

使用者代表委員 池谷委員、西村委員、花原委員

### 【事務局】

鳥取労働局 高橋労働基準部長、古山監督課長、中塚賃金室長、  
清水賃金室長補佐、川島賃金指導官、山田専門監督官

4 議事

(1) 令和7年度地域別最低賃金改定の目安について

(中央最低賃金審議会から地方最低賃金審議会に対する伝達)

(2) 鳥取県最低賃金の改正審議

(3) その他

5 議事内容

○清水賃金室長補佐 委員の皆様おそろいですので、定刻より少し早いですが、始めさせていただきます。ただ今から第5回鳥取県最低賃金専門部会を開催します。

本日は委員の皆様全員出席いただいておりますので、本専門部会が有効に成立していることについて報告申し上げます。

本日の専門部会も公開としており、本日は12名の傍聴人の方がお見えになる予定です。傍聴人の方は、お配りしている遵守事項に従っていただきますようお願い申し上げます。

それでは、これより先の専門部会の進行を佐藤部会長にお願いします。

○佐藤部会長 委員の皆様には暑い中、連日の出席を賜りましてありがとうございます。

また、事務局の皆様には資料等を準備いただき、大変ありがとうございます。

傍聴されている方も暑い中、連日集まっていたいただきましてありがとうございます。関心が非常に高いのだなと思っているところであります。

本日は早くも第5回目ということで、目安が出ていない中で審議を進めてきたところです。恐らくここまで回数を重ねているところも少ないのではないのかなと思っています。昨日は目安の金額が出ましたので、その受け止め方等を真摯に皆様に話をさせていただいたところです。本日は、例年ではありますが、藤村会長のビデオメッセージが届きましたので、まず、それを視聴したいと考えています。では、事務局で準備をお願いします。

○清水賃金室長補佐 それでは、放映させていただきます。

〔中央最低賃金審議会会長から地方最低賃金審議会委員へのビデオメッセージ〕

○藤村会長 皆さん、こんにちは。中央最低賃金審議会会長の藤村でございます。今年度も目安の位置付けの趣旨、あるいは中央最低賃金審議会が取りまとめました令和7年度の目安について、中央最低賃金審議会の会長である私から直接お伝えする場を設けさせていただいています。

今年度の中央最低賃金審議会の改定に向けた議論に当たり、改めて目安をどのように捉えて参考とするのか、また、今年度の公益委員見解の趣旨について理解を深めていただきたいと思います。

最低賃金は、最低賃金法第1条に規定するとおり、賃金の低廉な労働者について賃金の最低額を保障することなどを目的としています。通常の賃金とは異なり、個別の団体の労使交渉等で決定されるものではなく、法定の3要素を考慮し、公労使の最低賃金審議会の答申に基づき決定されるものになります。

引上げ額の検討に当たりまして考慮する要素としては、様々なものがありますが、基本的な考え方をここでお伝えをしておきたいと思います。

まず、最低賃金法は法定の3要素を求めています。労働者の生計費、それから賃金、3つ目が通常の事業の賃金支払能力、これらを考慮して定めることになっています。また、生活保護に関わります施策との整合性に配慮をするということも法定をされています。その際、地域間のバランスを図るという観点から、中央の最低賃金審議会の目安を示すということになっています。また、近年は、政府の閣議決定に配慮した審議を諮問の際に求められていることから、それも無視できない項目になっています。具体的には中長期の金額の目標、それと地域間格差の是正になります。

次に、目安について説明をしたいと思います。令和5年の全員協議会報告や令和7年度目安小委員会報告に記載されていますとおり、目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではないことを改めて認識いただきたいと思います。したがって、公労使での真摯な議論の結果、目安どおりになることもあれば、目安を上回る、あるいは目安を下回ることもあり得るというふうに私どもは考えています。地方最低賃金審議会におかれましては、目安及び公益委員見解で述べている3要素のデータに基づく目安決定の根拠等を十分に参酌されまして、公労使の三者でしっかりと地域のデータ等の実情に基づいた議論を尽くした上で決定をしていただきたいと思います。

では、本年度の目安のポイントを説明したいと思います。本年度の目安についても3要素のデータに基づきまして納得感のあるものとなるよう、公労使で7回にわたって真摯に議論を重ねてまいりました。3要素のうち何を重視するかは年によって異なるわけですが、昨年度に引き続きまして消費者物価の上昇が続いていることから、労働者の生計費を重視する、その点に加えまして、中小企業を含めた賃上げの流れが続いているということにも着目をいたしました。

3要素、それぞれの評価ポイントについて説明をします。

まず、労働者の生計費についてです。消費者物価指数の持家の帰属家賃を除く総合を基準に議論を行ってきました。これはもう昔からそのようにしています。それとともに、今年度の物価について丁寧に議論をいたしました。足元の物価上昇の要因として、生活必需品である食料やエネルギーの寄与が全体の約7割を占めている、いわゆるエンゲル係数を勤労者世帯について見ると、近年、上昇傾向にあること、令和6年度においては勤労者世帯が26.5%となっており、さらに、勤労者世帯のうち最も所得の低いグループである世帯収入第1・十分位階級では27.5%とさらに高い水準になっていること、こういった点を公労使で確認をいたしました。

しかしながら、食料やエネルギーは昨年指標としていた消費者物価指数の頻繁に購入する品目だけに含まれるものではなく、また、様々な生活必需品の価格が急激に上昇していることに鑑みれば、電気代や携帯電話代を含む1か月に1回程度購入や、そのどちらにも含まれない穀物を含む食料、生活の基礎となる品目を含む基礎的支出項目等の生活必需品との関連が深い消費者物価の指標を広く確認し、最低賃金近傍の労働者の購買力を取り巻

く状況について、総合的に評価を行っていく必要があると判断をいたしました。

そういった中で、今年度の議論では、消費者物価指数のどれか1つの指標に着目するのではなく、複数の指標を総合的に見ようということになりまして、今年度は持家の帰属家賃を除く総合に加えまして、4つの指標を追加的に見ることにいたしました。具体的には、頻繁に購入する品目、1か月に1回程度購入する品目、基礎的支出項目、食料の4つでございます。こういった指標を見ながら、持家の帰属家賃を除く総合が示す水準、本年度は10月以降の平均が3.9%でありましたが、これを一定程度上回ることを考慮しつつ、生活必需品を含む、先ほどの4つの項目の消費者物価の上昇も勘案をしました。

なお、4つの項目の平均の上昇率を順に申し上げますと、4.2%、6.7%、5.0%、6.4%という高い水準になっています。

3要素の2番目、賃金については、連合、経団連、日本商工会議所、それから厚生労働省の30人未満の企業を対象としました賃金改定状況調査といった様々な調査で、賃上げのベクトルが上向きであるということが今年も確認をされています。賃金が上昇しているという流れにも着目する必要性について、公労使の考えが一致したところです。

最後に、3つ目、通常の事業の賃金支払能力については、個々の企業の賃金支払能力を示すものではないと解されておりまして、これまでの目安審議においても状況の厳しい産業や企業の状況のみを見て議論するのではなく、各種統計資料を基に議論を行いました。

支払能力については、実は決め手となる資料がなかなかないわけです。そこで、例年どおり、賃金改定状況調査の第4表が支払能力を反映したものであるということも意識するとともに、そのほか売上高、経常利益率も確認をしています。その際、資本金規模が1,000万円未満の企業が厳しいといったデータや、価格転嫁にはまだまだ改善の余地があることは認識したところですが、全体として支払能力が改善傾向にあるというふうに考えました。

さて、今年度お示ししました目安についてですが、これまで説明をした点と一部重複をします。しかし、ここは強調しておきたいので、申し上げておきたいと思います。

3要素のデータを総合的に勘案して目安を示すに当たっては、昨年度に引き続きまして消費者物価の上昇が続いていることから、労働者の生計費を重視する、それに加えまして、中小企業を含めた賃上げの流れが続いていることにも着目をいたしました。また、賃上げの流れを非正規雇用労働者や中小企業・小規模事業者にも波及させることや、最低賃金法の目的にも留意をしたところでもあります。具体的には、全国加重平均で今年度は6.0%、

63円を基準としてランク別の目安額を検討することといたしました。

次に、ランクごとの目安額についてです。近年、配意を求められています政府の閣議決定では、地域間格差の是正が盛り込まれています。中央最低賃金審議会としても、地域間格差への配慮の観点から、少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていくことが必要だということで意識をまいりました。そういった中、消費者物価指数、具体的には持家の帰属家賃を除く総合の上昇率がAランクで3.8%、Bランクで3.9%、Cランクで4.1%となっており、Cランクの上昇率が最も高くなっていることや、賃金改定状況調査結果第4表、  
、  
における賃金上昇率がCランク、Bランク、Aランクの順に高くなっていることなどの指標を考慮すると、今年度は下位ランクの目安額が上位ランクの目安額を初めて上回ることが適当と考えました。

具体的にはAランク63円、率にしますと5.6%、Bランクも63円、率が6.3%、Cランク64円、率が6.7%といたしました。Cランクの引上げ額、引上げ率が最も高くなっていることは、中央最低賃金審議会として地域間格差是正への配慮、物価や賃金等の指標を見て示したものであります。

公益委員見解で参照したデータについては、別添の参考資料としてまとめています。また、これまで目安に関する小委員会で提示した資料には地域別のもも含まれていますので、地方でのデータに基づいた審議に当たって適宜参考としていただきたいと思います。

なお、都道府県別に示される地域の経済、雇用の実態等をデータに基づいて見極めつつ、自主性を発揮していただくために、厚生労働省の事務局に対して、都道府県別のデータの有無を明らかにするとの要請も小委員会の議論の中でありました。これについては、早速、労働局には伝達されていると承知をしていますので、適宜参考にされたいと思います。

次に、発効日についてです。発効日については、10月1日等の早い段階で発効させるべきという意見もあれば、近年の最低賃金の大幅な引上げが続く中、必要となる賃金原資が増大していることへの対応が必要という声も上がっています。こうした状況に留意するとともに、最低賃金法第14条第2項において、発効日は各地方最低賃金審議会の公労使委員の間で議論して決定できるとされていることを踏まえ、引上げ額とともに発効日についても十分に公労使で議論を行っていただくよう、中央最低賃金審議会の公益委員として要望をしたいと思います。

最後に、以上述べてきたとおり、目安額を示す際に、様々な資料やデータに基づき公労使で真摯な議論を重ねてまいりました。中央最低賃金審議会及び目安小委員会での議論も

参考にさせていただいて、地方最低賃金審議会においても、地域のデータ等の実情に基づき、公労使による建設的で真摯な議論が行われることを私どもは期待をしています。中央最低賃金審議会の委員として、地方最低賃金審議会の審議の結果にこれからも注目をしていきたいと思います。以上、私からのメッセージでした。

○佐藤部会長 約15分ぐらいですが、中央最低賃金審議会の藤村会長からのビデオメッセージを皆さんに御覧いただきました。

視聴した感想としましては、おおむね昨日、清水補佐に読み上げていただいた公益委員見解と変わらない内容だったかなと思います。若干気になったことは、最後のところで、地方最低賃金審議会の審議の結果を注視しているということでしたので、やはり結果、金額なのかなというところぐらいです。藤村会長がおっしゃったことは、昨日こちらで議論した内容と寸分たがわないかなというところでしたが、委員の皆様で御覧になった感想等ありましたらお願いします。

(なし)

では、昨日かなり議論させていただいて、本日はこのビデオメッセージを視聴することによって、中央最低賃金審議会の公益委員がどのような考えなのかを復習させていただいたということで、この内容を基に審議を進めていきたいと思います。

目安についてはここまでということで、また参考にしながら進めていきたいと思います。

議事の2つ目、こちらが毎日申し上げますが、メインになります。鳥取県最低賃金の改正審議ということで、本日も引き続き進めていきたいと思います。公労使対立関係ではなく協力関係ということで、明るく前向きに鳥取県の皆様のためになる最低賃金に改定していくために、本日も一生懸命、話を進めていきましょう。

いつものように労働者側山下委員と使用者側西村委員と私の3人で、事前打合せをさせていただきますので、休会したいと思います

〔三者協議〕

○佐藤部会長 大変お待たせいたしました。それでは、再開します。

まず、再開するに当たりまして、もう一度繰り返しますが、進め方について申し上げておきます。本来であれば、もう少し前に言うべきでしたが、公益委員の姿勢は労働者側、使用者側、どちらにも寄らず中立な立場で両者の主張をよく聞き、主張の妥当性から判断をしていくということにしています。

また、結論が全会一致になる場合というのは、使用者側の提示した金額に労働者側が納

得した場合、もしくは労働者側が提示した金額に使用者側が納得した場合、両者が納得しなかった場合には公益委員見解ということで提示した金額に両者が納得していただいた場合ということで3つの選択肢があるかと思いますが、恐らく最初の2つはなかなか難しいかと思いますが、全会一致する場合は、公益が出した数字に両者が乗っていただけるかということになるかと思いますが。残念ながら全会一致しない場合というのは、公益委員の出した数字に、労働者側、使用者側、どちらか一方が乗っていただけた場合ということになるかと思いますが。

現時点で大きな開きがありますので、なかなか労働者側が使用者側に乗る、使用者側が労働者側に乗る、ということはないかと思いますが、公益側が明後日ぐらいに金額を提示し、それに納得していただけるかどうかということになるかと思いますが、一応それをまず理解いただいた上で、本日の金額審議を進めていただきたいと思います。

また、非常に長い時間を休会することになると思います。今日もこの後、労使に分かれて審議をしていただくこととなりますが、休会中に話される内容は手元にあるデータは使いますが、それ以外にも未確認の情報や、個人の情報、一法人の情報等も話をされていて、少し表には出せないような話もされている場合があります。審議をしっかりとするためには休会も必要な時間ですので、傍聴の方には容赦いただきたいと考えています。

では、先ほど三者で協議をしたところ、労使各側で協議をした上で新たな金額提示をしたいということでしたので、この後、両者に分かれて協議をしていただきたいと思います。では、休会します。

#### 〔各側協議〕

○佐藤部会長 再開します。まずは労使双方から金額の提示をしていただきたいと思いますのですが、本日は労働者側山下委員からお願いします。

○山下委員 大変長らくお待たせをいたしました。色々労働者委員3名で議論をしていたところではありますが、大変申し訳ないですが、もう一度、公労使の代表者で協議をさせてほしいと思ひまして、お願いします。

○佐藤部会長 分かりました。労働者側山下委員から申出がありました。使用者側西村委員はいかがですか。

○西村委員 大丈夫です。

○佐藤部会長 では申出がありましたので、また協議をさせていただきたいと思ひます。休会します。

〔三者協議〕

○佐藤部会長 再開します。今、三者で明日以降のスケジュールの確認等と、本日のこれからの話をさせていただきました。

それでは、先ほどの続きということで、山下委員から労働者側の金額提示をお願いします。

○山下委員 先ほども言いましたが、労働者委員で色々と審議をしていたところであります。目安を尊重はするものの、今回の審議会の中で地域性を考えれば、当初の専門部会で触れましたが、やはりリビングウェイジの中でも車保有の時給1,440円を、私たちは鳥取として本来目指すべき賃金だというところがありまして、そうは言ってもというところで車保有ではない1,120円のリビングウェイジの数字を提示させていただきました。

そこで新たな金額提示はどうか、我々も慎重審議をしながら色々な意見がある中で、労働者側としてはやはり鳥取県的生活水準、セーフティーネットとして1,120円は必要だということで、今の段階でこの1,120円の提示を下げるというところに、委員の中での合意ができなかったということが現状であります。

○佐藤部会長 ありがとうございます。労働者側はリビングウェイジを根拠とした1,120円を維持するというお聞きいたしました。

では、使用者側西村委員をお願いします。

○西村委員 昨日も話したと思いますが、中央の最低賃金審議会の目安に関する小委員会報告において、目安額というのはあくまで目安であり、各都道府県の個別の状況に応じて議論をきちんとするようということが使用者側の主張の中で述べられていました。その上で、先ほどの使用者側協議の中で金額提示については、繰り返しになって大変恐縮ですが、2024年の鳥取県内の経済状況で倒産件数が38件、8年ぶりで30件超になったということや、休廃業、解散した会社も過去5年で最も多い329件といったことなどもあり、物価高騰の折ではありますが人件費総額の上昇と、それらの価格転嫁がなかなか出来ないというところが、先ほど申し上げたような倒産件数や休廃業の状況を後押ししたということを踏まえないといけないと考えています。

また、賃金見直しの目的は、あくまで物価上昇に伴う実質的賃金の目減り分の補填と安定した経営を前提とした安定した雇用の確保、この2点に絞られるということですが、一方で、今年の春闘については先日、連合鳥取が公表しておられます2025年春闘の最終集計結果を見ますと、2025年は賃上げ率4.62%という結果が出ています。

これを鑑みたときに春闘は当事者である労使が、双方の実情を踏まえた協議を重ねて最終的に形成されるものであり、合意の結果には両者の実態がかなり反映されていると理解をしています。色々な階層が各会社の中であるかと思いますが、労働の対価である賃金は、全ての労働者に対して生産性を重視の上でバランスよく配分する必要があるということもありますので、この4.62%という数値を用いて、今の最低賃金957円に掛けますと切上げ計算で45円となります。今回は消費者物価指数（総合）を指標とさせていただきましたが、新しい指標として今年の賃上げ率を用いて、45円引き上げの1,002円ということで改めて金額提示したいと思います。

○佐藤部会長 ありがとうございます。では、使用者側は1,002円ということで、前回提示いただいた額よりも引き上げていただいたこととなります。

それでは、双方から質問や意見等をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

西村委員お願いします。

○西村委員 申し遅れたことがありまして追加で話をさせてください。

委員限り資料として配られた意見聴取結果の中に、労働者側にも使用者側にも適切な最低賃金は幾らぐらいでしょうかという質問がありまして、双方で一番多かった金額は1,000円という金額でございました。今回、提示した1,002円は、労働者側、使用者側の意見聴取結果にもほぼ近い数字ですので、そういった裏付けもあるかと思えます。

○佐藤部会長 ありがとうございます。確かに意見聴取では1,000円という数値が一番多かったかと思えます。追加の意見とか質問等がありましたらお願いします。

（なし）

そうしますと、現時点では労働者側が提示いただいた数値1,120円で、使用者側が1,002円ということで118円という、まだ大きな開きがあるということになりますので、これを今後また縮めていきたいと考えています。

本来であれば、この後、公益委員と労働者側委員、公益委員と使用者側委員で話をさせていただくところではありますが、今日のところは新たな数字を使用者側に提示いただいたということで、それはまた明日以降に行いたいと考えています。

では、議事の3番目、その他について事務局からお願いします。

○清水賃金室長補佐 次回の予定ですが、明日8月7日木曜日9時30分から第6回専門部会をこちらの場所で開催します。

○佐藤部会長 ありがとうございます。第6回専門部会は明日の9時30分からとなります。

すので、こちらの会場にお集まりください。

では、本日の専門部会はこれにて終了します。本日も長い時間どうもありがとうございました。